

プログラム型プロジェクト会員規約（共通本則）

第1条 （定義）

1. 本規約において「Jークレジット制度」とは、国内における地球温暖化対策のための排出削減・吸収量認証制度をいう。
2. 本規約において「本会」とは、株式会社バイウィルが、Jークレジット制度の方法論に基づき実施するプログラム型の温室効果ガス排出削減プロジェクトの総体をいう。
3. 本規約において「登録対象」とは、Jークレジット制度における方法論に基づき温室効果ガス排出削減活動の対象となる設備、活動又はこれらに準ずる対象をいう。

第2条 （目的）

本会は、株式会社バイウィルが実施するプログラム型プロジェクトの温室効果ガス排出削減活動の一環として、会員による登録対象に係る排出削減量等を、Jークレジット制度の実施要綱に基づきJークレジットとして認証を受けることで、環境価値の見える化を図るとともに、創出されたJークレジットを地球環境の保全及び地球温暖化対策の推進に寄与することを目的とする。

第3条 （運営・管理）

1. 本会の運営及び管理は、株式会社バイウィル（以下「運営・管理者」という。）が行う。
2. 運営・管理者は、Jークレジット制度に関し、次に掲げる業務を行う。
 - (1) 会員情報の管理及び記録
 - (2) 会員入会時の内容確認（登録対象の導入時期及び他のプログラム型プロジェクトとの重複登録の確認等）
 - (3) 個別活動実績報告リストの作成
 - (4) モニタリングの実施（モニタリングデータの収集）
 - (5) モニタリング報告値（排出削減量等）の算定
 - (6) モニタリング報告書の作成及び審査対応

- (7) Jークレジット制度事務局への各種申請
 - (8) クレジットの売買
 - (9) クレジット収益の活用
 - (10) 会員の退会手続
3. 前二項に定める業務の遂行に必要な事務は、運営・管理者において行う。

第4条 （会員）

1. 本規約において「会員」とは、本規約に同意の上、運営・管理者に入会を申し込み、運営・管理者が承認した者をいう。
2. 会員は、次に掲げるすべての要件を満たすものとする。
 - (1) 登録対象を保有し、当該登録対象に係る排出削減活動を実施していること。
 - (2) 登録対象の稼働開始日（不明な場合は設置日又はこれに準ずる日）が、会員規約合意日から起算して2年前の日以降であること。
 - (3) Jークレジット制度における各種申請に際し、入会届に記載された情報を運営・管理者が使用することに同意すること。
 - (4) Jークレジット制度における各種申請に際し、入会届に記載された情報以外の情報について、運営・管理者が必要とする場合は提供することに同意すること。
 - (5) 会員の認証対象期間（本会において、当該会員がJークレジットの認証を受けることができる期間。以下「認証期間」という。）中、登録対象に係る環境価値（温室効果ガス排出量の削減効果＝Jークレジット）を運営・管理者へ譲渡すること、その結果として「登録対象を使用することで温室効果ガス排出量を削減」したことを会員が主張できなくなることに同意すること。
 - (6) 登録対象が、他の類似制度及びJークレジット制度における他のプロジェクトのいずれにも登録されていないこと。
3. 会員は、人間の健康及び安全、自然環境並びに社会への影響を回避又は最小化し、受け入れる

ことができないような影響をもたらさないよう環境社会配慮を行い、持続可能性を確保するため、次に掲げる法令を遵守するものとする。

- (1) エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律
- (2) 各方法論にて定める法令
- (3) その他関連法令
4. 前各項に定めるもののほか、登録対象の種類その他各プログラムの特性に応じて必要となる要件は、各プログラム規約に定める。
5. 会員が家庭用である場合（以下「家庭用会員」という。）、前項までの要件に加え、次に掲げるすべての要件を満たすものとする。
 - (1) 住宅に登録対象設備を設置していること。
 - (2) 当該設備を継続して使用していること。
6. 会員が事業用である場合（以下「事業用会員」という。）、第1項から第4項までの要件に加え、次に掲げるすべての要件を満たすものとする。
 - (1) 事業所等に登録対象設備を設置していること。
 - (2) 当該設備を事業活動のために使用していること。

第5条 （反社会的勢力の排除）

会員は、次の各号のいずれにも該当しないこと、及び将来にわたっても該当しないことを表明し、確約する。

- (1) 暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者
- (2) 反社会的勢力を利用するなど、反社会的勢力と関係を有すること
- (3) 自ら又は第三者を利用して、相手方に対して脅迫的言動、暴力的行為又は業務妨害となる不当要求行為を行うこと

第6条 （J-クレジットの取扱い）

1. 地球環境の保全及び地球温暖化対策の推進のため、会員から運営・管理者へ譲渡されたJ-クレジットは、運営・管理者が売却、移転その他の方法により活用することができる。
2. 運営・管理者は、前項の活用により得られた収益から、本会の運営及び管理に要する費用を控除することができる。

第7条 （運営・管理者への協力）

1. 会員は、運営・管理者が求めるときは、次に掲げる事項について協力しなければならない。
 - (1) J-クレジット制度における各種申請に必要な情報の提供
 - (2) J-クレジット認証に際し審査機関が実施する現地調査等への対応
 - (3) その他、本会の運営及び管理に必要な事項
2. 登録対象設備に係るモニタリング方法その他必要な事項は、運営・管理者が別途定める。

第8条 （報告）

1. 運営・管理者は、次に掲げる事項について、会員に対して年1回報告するものとする。
 - (1) J-クレジット制度認証委員会への実績報告及び認証申請の結果
 - (2) J-クレジットの活用用途
2. 前項の報告は、運営・管理者がウェブサイト上に結果概要を掲載、もしくは会員へメール等で報告する方法その他運営・管理者が適当と認める方法により行う。

第9条 （設備の処分等）

会員は、第12条に定める会員資格の有効期間内において、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を運営・管理者に届け出なければならない。

- (1) 登録対象に係る排出削減活動の内容を変更し、又は変更するおそれがあるとき

- (2) 登録対象が毀損し、又は滅失したとき
- (3) 登録対象を処分（売却、譲渡、交換、貸付又は担保提供を含む。）しようとするとき
- (4) その他運営・管理者が必要と認めたとき

第10条 （退会）

1. 会員は、本会を退会しようとするときは、運営・管理者に届け出て、その承認を得なければならない。
2. 運営・管理者は、会員が次の各号のいずれかに該当するときは、当該会員を退会させることができる。
 - (1) 第4条の要件を満たしていないとき
 - (2) 会員の行為が本会の目的に著しく相応しくないと認められるとき
 - (3) 会員が第5条に違反したとき

第11条 （会費）

本会の会費は無料とする。

第12条 （会員資格の有効期間）

会員資格の有効期間は、入会日から8年を経過した日（リース契約に基づく設備導入を伴う場合にあっては、入会日から8年を経過した日又はリース契約期間の終了日のいずれか早い日）以降において、第7条に基づく協力及び第8条に基づく報告に係る一連の対応が終了した日までとする。ただし、運営・管理者の確認を受けることで延長することができる。なお、J-クレジット制度の実施要項や各種規程に変更があった場合は、その都度、当該変更内容に準ずる。

第13条 （免責）

1. 会員が本会へ入会したことにより、会員が受給中又は受給予定の補助金その他の公的支援制度（以下「補助金等」という。）の交付要綱その他の規定に抵触し、補助金の返還、交付取消、支給停止又はその他の不利益を被った場合であっても、運営・管理者は、その理

由の如何を問わず、一切の賠償又は補償の責任を負わないものとする。

2. 会員が補助金等の禁止規定に違反して本会に登録した結果、運営・管理者に損害（J-クレジットの登録取消に伴う損害等を含む。）が生じた場合、運営・管理者は当該会員に対し、その損害の賠償を請求することができる。

第14条 （サービス提供の終了）

1. 運営・管理者は、J-クレジット制度の変更、廃止その他の理由の如何を問わず、会員に対して事前に通知することにより、本会に係るサービスの提供を終了することができる。
2. 前項に基づき本会に係るサービスの提供が終了したことにより会員に損害が生じた場合であっても、運営・管理者はその責任を負わないものとする。

第15条 （個人情報・重要情報等の取扱い）

1. 運営・管理者は、会員の同意がある場合、本規約に規定する場合又は法令に基づく場合を除き、会員から取得した個人情報その他の重要情報を第三者に提供又は開示しない。
2. 運営・管理者は、本会の運営に必要な業務を第三者に委託することができる。この場合、委託業務の遂行に必要な範囲で、会員の個人情報を当該委託先に提供することができる。
3. 運営・管理者は、前項の場合には、委託先との間で秘密保持義務及び適切な安全管理措置に関する契約を締結し、必要かつ適切な監督を行う。

第16条 （委任）

本規約に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、運営・管理者が定める。

附則

本規約は、2026年4月15日から施行する。

ぼいラボ特約（プログラム規約）

第1条 （適用）

1. 本特約は、プログラム型プロジェクト会員規約（共通本則）（以下「本則」という。）に付随し、「ぼいラボ」（以下「本プログラム」という。）に参加する会員に適用される。
2. 本特約に定めのない事項については、本則の定めによるものとする。

第2条 （登録対象）

本プログラムにおける登録対象は、次の設備の導入又は更新による温室効果ガス排出削減活動とする。

- 登録対象：ボイラー給湯設備

第3条 （本プログラム固有の追加要件）

会員は、本則第4条に定める要件のほか、次に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) ボイラーで生成された熱の全部または一部を自家消費していること。
- (2) その他運営・管理者が必要と認める事項。

第4条 （本則要件の適用除外）

本プログラムにおいては、本則の規定のうち、次の各号に掲げる条項は適用しない。

- (1) 第15条 2.
- (2) 第15条 3.

附則

本特約は、2026年4月15日から施行する。